

◆ 自己負担上限額の概要

← 一定所得以下 →			← 中間所得層 →		← 一定所得以上 →	
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」	
生活保護世帯	市民税非課税 本人収入 ≤ 80万9千	市民税非課税 80万9千 < 本人収入	市民税所得割 33,000円未満	市民税所得割 33,000円以上 235,000円未満	市民税所得割 235,000円以上	
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額			公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			「高額治療継続者(重度かつ継続)」(注※)			
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額(経過措置) 20,000円	

※「高額治療継続者(重度かつ継続)」の対象範囲

1. 医療保険の高額療養費で多数該当の方
2. F0:症状性を含む器質性精神障害 F1:精神作用物質による精神及び行動の障害 F2:統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 F3:気分障害 G4:てんかん
3. 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、計画的集中的な通院を継続的に必要と診断され認定を受けた方
*病状などについて、詳しくはかかりつけの病院にお尋ねください。